



企業集団の状況 連結財務諸表

連結貸借対照表

平成13年度及び平成14年度の財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人の監査証明を受けております。

(単位:百万円)

	科 目	前連結会計年度末 (平成14年3月31日)	当連結会計年度末 (平成15年3月31日)
資 産 の 部	現 金 預 け 金 ※6	383,667	163,446
	コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	1,564	23,639
	買 入 金 銭 債 権	1,545	951
	特 定 取 引 資 産	1,436	898
	金 銭 の 信 託	4,920	3,436
	有 価 証 券 ※6	568,194	704,323
	貸 出 金 ※1,2,3,4,5,7	3,002,604	2,878,340
	外 国 為 替 ※5	3,583	2,384
	そ の 他 資 産 ※8	50,544	25,768
	動 産 不 動 産 ※6,9,10	89,608	79,677
	繰 延 税 金 資 産	91,737	76,693
	支 払 承 諾 見 返	78,897	61,547
負 債 の 部	貸 倒 引 当 金	△63,721	△51,410
	投 資 損 失 引 当 金	△652	△631
	資 産 の 部 合 計	4,213,929	3,969,065
	預 譲 渡 性 預 金 ※6	3,513,371	3,484,711
	コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形 ※6	52,309	18,587
	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	132,207	43,609
	借 用 金 ※6,11	—	42,346
	外 国 為 替 ※12	66,128	42,313
	社 債	16	18
	転 換 社 債	75,000	55,000
	新 株 予 約 権 付 社 債	25,120	—
	信 託 勘 定 借 入	—	24,999
	そ の 他 負 債	17	9
	退 職 給 付 引 当 金	91,207	27,627
	債 権 売 却 損 失 引 当 金	11,045	8,282
	繰 延 税 金 負 債	2,848	1,192
	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	—	0
	連 結 調 整 勘 定	15,904	14,762
	支 払 承 諾	380	442
少 数 株 主 持 分	負 債 の 部 合 計	78,897	61,547
	少 数 株 主 持 分	4,064,455	3,825,449
資 本 の 部	資 本 金	24,752	25,178
	資 本 準 備 金	50,872	—
	再 評 価 差 額 金 ※9	37,783	—
	連 結 剰 余 金	22,236	—
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	14,776	—
	為 替 換 算 調 整 勘 定	△754	—
	計	0	—
	自 己 株 式	124,913	—
	子 会 社 の 所 有 す る 親 会 社 株 式	△30	—
	資 本 の 部 合 計	△161	—
	資 本 金 ※13	124,721	—
	資 本 剰 余 金	—	50,872
	利 益 剰 余 金	—	37,783
	土 地 再 評 価 差 額 金 ※9	—	6,572
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	—	21,777
	為 替 換 算 調 整 勘 定	—	1,557
	自 己 株 式 ※14	—	△0
	資 本 の 部 合 計	—	△126
	負債、少数株主持分及び資本の部合計	—	118,436
		4,213,929	3,969,065

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目		前連結会計年度 (平成13年4月1日～14年3月31日)	当連結会計年度 (平成14年4月1日～15年3月31日)
経常収益		136,315	117,197
資金運用収益		92,076	80,800
貸出金利息配当		76,798	71,415
有価証券利息及び買入手形利息		14,488	9,088
コールローンを利息及び買入手形利息		414	49
預け金の受取利息		156	77
その他の受取利息		218	169
信託の引当		11	11
役務の取引等		34,017	28,143
特定の取引		63	95
その他の営業経常収益		5,400	5,164
その他の経常収益		4,745	2,983
経常費用		235,347	123,461
資金調達費用		15,647	9,208
預金性預金利息		5,756	2,671
譲渡性預金利息		158	86
コールマネー利息及び売渡手形利息		3,369	1,147
借入金の利息		—	359
債券の利息		1,101	831
社債の利息		935	865
転換社債の利息		53	—
新株予約権の支払利息		—	53
役務の取引等		4,272	3,191
特定の取引		22,413	14,393
その他の営業経常費用		0	0
その他の経常費用		1,765	4,353
貸倒引当金の繰上額		54,949	54,159
貸倒引当金の繰上額		140,570	41,345
貸倒引当金の繰上額		22,079	—
貸倒引当金の繰上額		118,490	41,345 ※1
経常損失		99,031	6,263
特別損益		3,670	12,345
動産の不償却		2,842	109
債権の処分		480	2,566
その他の特別利益		348	9,670
特別損失		2,269	1,539
動産の不償却		2,043	1,538
その他の特別損失		226	0
税金等調整前当期純利益		△97,629	4,542
法人税、住民税及び事業税		147	403
法人税、住民税及び事業税		△41,108	10,960
少数株主利益		294	813
当期純損失		56,963	7,635

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結剰余金計算書

(単位:百万円)

科 目		前連結会計年度 (平成13年4月1日～14年3月31日)	当連結会計年度 (平成14年4月1日～15年3月31日)
連結剰余金		71,905	—
再評価差額の増加		2,145	—
持分法適用会社増加に伴う増加		1,861	—
連結子会社増加に伴う増加		80	—
連結剰余金の減少		203	—
配当金		2,311	—
役員賞与		2,307	—
当期純損		4	—
当連結剰余金		56,963	—
(資本剰余金の部)		14,776	—
資本剰余金		—	37,783
資本剰余金		—	—
資本剰余金		—	—
資本剰余金		—	37,783
(利益剰余金の部)		—	—
利益剰余金		—	14,776
利益剰余金		—	933
利益剰余金		—	933
利益剰余金		—	9,137
当期純損		—	7,635
配当金		—	461
持分変動に伴う利益剰余金の減少		—	1,040
利益剰余金		—	6,572

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(注)連結財務諸表は連結財務諸表規則に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。



■連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	前連結会計年度 (平成13年4月1日～14年3月31日)	当連結会計年度 (平成14年4月1日～15年3月31日)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益 (△は税金等調整前当期純損失)	△97,629	4,542
減価償却費	11,938	7,209
連結調整勘定償却額	0	△ 72
持分法による投資損益(△)	△63	—
貸倒引当金の増加額	△55,097	△ 8,639
投資損失引当金の増加額	193	△ 4
債権売却損失引当金の増加額	△322	△ 1,655
退職給付引当金の増加額	△2,481	△ 2,671
資金運用収益	△92,076	△ 80,800
資金調達費用	15,647	9,208
有価証券関係損益(△)	8,462	8,892
金銭の信託の運用損益(△)	79	188
為替差損益(△)	△302	△ 358
動産不動産処分損益(△)	255	1,713
特定取引資産の純増(△)減	7,277	538
貸出金の純増(△)減	418,128	143,141
預金の純増減(△)	△249,710	△ 27,588
譲渡性預金の純増減(△)	△114,903	△ 33,721
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△2,754	△ 2,871
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	△7,258	10,450
コールローン等の純増(△)減	21,576	△ 21,584
コールマネー等の純増減(△)	5,723	△ 79,750
債券貸付取引担保金の純増減(△)	4,736	—
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	—	5,874
外国為替(資産)の純増(△)減	389	1,015
外国為替(負債)の純増減(△)	△18	3
普通社債の発行・償還による純増減(△)	—	△ 20,000
資金運用による収入	93,963	81,873
資金調達による支出	△21,770	△ 10,365
その他	316	△ 15,001
小 計	△55,700	△ 30,433
法人税等の支払額	△579	△ 809
営業活動によるキャッシュ・フロー	△56,280	△ 31,243
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△393,791	△ 625,694
有価証券の売却による収入	444,809	353,224
有価証券の償還による収入	198,989	103,134
金銭の信託の増加による支出	△2,545	△ 79
金銭の信託の減少による収入	1,499	1,375
動産不動産の取得による支出	△3,674	△ 1,788
動産不動産の売却による収入	4,851	1,168
連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得による支出	△509	—
連結範囲の変動を伴う子会社株式の売却による収入	—	246
投資活動によるキャッシュ・フロー	249,629	△ 168,412
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出	△7,000	△ 7,000
新株予約権付社債の償還による支出	—	△ 109
株式の発行による収入	20,800	—
配当金支払額	△ 2,307	△ 461
少数株主への配当金支払額	△9	△ 724
自己株式の取得による支出	△58	△ 65
自己株式の売却による収入	268	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	11,693	△ 8,360
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	12	△ 18
V 現金及び現金同等物の増加額	205,054	△ 208,035
VI 現金及び現金同等物の期首残高	150,912	355,967
VII 新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	0	—
VIII 現金及び現金同等物の期末残高	355,967	147,931

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

■ 連結自己資本比率

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という）に定められた算式に基づき算出しております。なお、当行は、国内基準を適用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円）

項 目		前連結会計年度 （平成14年3月期）	当連結会計年度 （平成15年3月期）
基 本 的 項 目	資 本 金	50,872	50,872
	う ち 非 累 積 的 永 久 優 先 株	—	—
	新 株 式 払 込 金	—	—
	資 本 準 備 金	37,783	—
	連 結 剰 余 金	14,231	—
	資 本 剰 余 金	—	33,643
	利 益 剰 余 金	—	10,700
	連 結 子 会 社 の 少 数 株 主 持 分	24,752	25,180
	う ち 海 外 特 別 目 的 会 社 の 発 行 す る 優 先 出 資 証 券	20,800	20,800
	そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損（△）	754	—
	自 己 株 式 払 込 金	—	—
	自 己 株 式（△）	191	126
	為 替 換 算 調 整 勘 定	0	△0
	営 業 権 相 当 額（△）	—	—
	連 結 調 整 勘 定 相 当 額（△）	—	—
	計（A）	126,693	120,270
補 完 的 項 目	う ち ス テ ッ プ ・ ア ッ プ 金 利 条 項 付 の 優 先 出 資 証 券（注1）	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	17,163	16,443
	一 般 貸 倒 引 当 金	34,135	22,116
	負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	64,160	57,840
	う ち 永 久 劣 後 債 務（注2）	15,000	15,000
	う ち 期 限 付 劣 後 債 務 お よ び 期 限 付 優 先 株（注3）	49,160	42,840
控 除 項 目	計	115,458	96,399
	う ち 自 己 資 本 へ の 算 入 額（B）	97,649	89,840
	控 除 項 目（注4）（C）	202	202
自 己 資 本	(A) + (B) - (C)（D）	224,140	209,908
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等	資 産（オ ン ・ バ ラ ン ス）項 目	2,557,526	2,425,732
	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 項 目	54,615	63,531
	計（E）	2,612,142	2,489,263
連 結 自 己 資 本 比 率（国 内 基 準）= D / E × 100		8.58%	8.43%

（注）1. 告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2. 告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

（1）無担保で、かつ、他の債務に劣する払込済のものであること

（2）一定の場合を除き、償還されないものであること

（3）業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

（4）利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第24条第1項第4号および第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、および第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

平成14年度

■ 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 10社

連結子会社名は、「企業集団等の概況 子会社・関係会社」に記載しているため省略しました。

株式会社西日本総合リースは、株式譲渡に伴い当連結会計年度から連結の範囲より除外しておりますが、譲渡時までの損益計算書については連結しております。

(2) 非連結子会社

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社

該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

(5) 他の会社等の議決権の20%以上、50%以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称

オーケー食品工業株式会社

関連会社としなかった理由

同社の産業活力再生特別措置法による事業再構築計画に基づき無議決権優先株式を取得していましたが、優先配当が行われなかったため平成14年6月27日に開催された同社の株主総会において議決権を有することとなりました。しかし、営業取引関係の維持を目的に、同社に対する経営支援の一環として議決権を所有するに至ったものであり、また、銀行法及び独占禁止法により当該優先株式の保有は制限されているため一時的な保有であり、経営について重要な影響を及ぼす意思はないことから、関連会社に該当いたしません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において

信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 動産不動産

当行の動産不動産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：3年～60年

動産：2年～20年

連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② ソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行及び国内連結子会社（3社）の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は52,684百万円であります。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券及びゴルフ会員権等の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理

(追加情報)

当行は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成14年8月13日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。

当行は「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）第47-2項に定める経過措置を適用し、当該認可の日において代行部分に係る退職給付債務と返還相当額の年金資産を消滅したものとみなして処理しております。

本処理に伴う損益に与えた影響額等については、「退職給付に関する注記」に記載しております。

(8) 債権売却損失引当金の計上基準

(株)共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(9) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債については、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

外貨建取引等の会計処理につきましては、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号）を適用しておりましたが、当連結会計年度から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）を適用しております。

なお、当連結会計年度は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」及び「インターナル・コントラクトの取扱い」については、従前の方法により処理しております。

また、先物為替取引等に係る円換算差金については、連結貸借対照表上、相殺表示しております。

資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置にもとづき、債権元本相当額及び債務元本相当額の連結決算日の為替相場による正味の円換算額を連結貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により連結損益計算書に計上するとともに、連結決算日の未収収益または未払費用を計上しております。

なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(10) リース取引の処理方法

当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

当行のヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する経過措置にもとづき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。

また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

連結子会社はヘッジ会計を行っておりません。

(12) 消費税等の会計処理

当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(13) その他連結財務諸表作成のための重要な事項**①自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準**

「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」（企業会計基準第1号）が平成14年4月1日以後に適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用しております。これによる当連結会計年度の資産および資本に与える影響は軽微であります。

なお、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正により、当連結会計年度における連結貸借対照表の資本の部及び連結剰余金計算書については、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。

②1株当たり当期純利益に関する会計基準

「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）が平成14年4月1日以後開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。

③金融商品会計

現金担保付債券貸借取引については、従来、現金を担保とする債券貸借取引として、担保金を「その他負債」中債券貸付取引担保金で処理しておりましたが、当連結会計年度から、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）にもとづき、有価証券を担保とする資金取引として「債券貸借取引受入担保金」で処理しております。なお、この変更に伴い、従来の方によった場合に比べ、「その他負債」は42,346百万円減少し、「債券貸借取引受入担保金」は同額増加しております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定の償却については、5年間の均等償却を行っております。

7. 利益処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

8. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(表示方法の変更)**(連結貸借対照表関係)**

「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」（平成15年内閣府令第47号）により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。

前連結会計年度において区分掲記していた「転換社債」は、当連結会計年度から「新株予約権付社債」に含めて表示しております。

**(連結損益計算書関係)**

「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成15年内閣府令第47号)により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。

- (1) 前連結会計年度において「資金調達費用」中「その他の支払利息」に含めて表示していた現金担保付債券貸借取引に係る支払利息は、当連結会計年度から、同「債券貸借取引支払利息」として表示しております。
- (2) 前連結会計年度において区分掲記していた「転換社債利息」は、当連結会計年度から「新株予約権付社債利息」として表示しております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成15年内閣府令第47号)により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。

前連結会計年度における「債券貸借取引担保金の純増減(△)」は、当連結会計年度から、「債券貸借取引受入担保金の純増減(△)」として記載しております。

■注記事項**(連結貸借対照表関係)**

- ※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は41,573百万円、延滞債権額は163,885百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- ※2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は279百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

- ※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は74,917百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

- ※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は280,655百万円であります。
なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- ※5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)にもとづき金融取引として処理しております。
これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、76,116百万円であります。

- ※6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
預け金	16百万円
有価証券	182,619百万円

担保資産に対応する債務

預金	29,079百万円
債券貸借取引受入担保金	42,346百万円

なお、有価証券のうち50,259百万円は国内におけるコールマネー及び海外における借入金の担保に供しておりますが、当連結会計年度末現在におけるそれぞれの担保資産に対応する債務はありません。

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券94,725百万円を差し入れております。

また、動産不動産のうち保証金権利金は3,145百万円であります。

- ※7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,004,862百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が996,270百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- ※8. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は4,308百万円、繰延ヘッジ利益の総額は0百万円であります。

- ※9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額により算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 20,944百万円

- ※10. 動産不動産の減価償却累計額 44,701百万円

- ※11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金34,600百万円が含まれております。

- ※12. 社債には、劣後特約付社債20,000百万円、永久劣後特約付社債15,000百万円が含まれております。

- ※13. 当行の発行済株式総数は、普通株式461,895千株であります。

- ※14. 連結会社が保有する当行の株式の数
普通株式 685千株

(連結損益計算書関係)

※1. その他の経常費用には、貸出金償却26,630百万円、株式等償却11,999百万円を含んでおります。

※2. その他の特別利益には、厚生年金基金の代行部分返上益7,458百万円及び子会社株式売却益1,854百万円を含んでおります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

(1) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

平成15年3月31日現在	(単位：百万円)
現金預け金勘定	163,446
普通預け金	△421
通知預け金	△1,055
定期預け金	△10,143
郵便貯金	△3,888
その他の預け金	△5
現金及び現金同等物	147,931

(2) 株式の売却により連結子会社から除外した会社の資産及び負債の主な内訳

株式の売却により株式会社西日本総合リースは連結除外となりました。同社の資産及び負債の主な内訳並びに株式の売却価額と株式の売却による収入(純額)との関係は次のとおりであります。

	(単位：百万円)
資産	45,349
（うちその他資産（賃貸資産）	23,166）
負債	△46,934
（うち借入金	△43,851）
その他有価証券評価差額金	△18
株式売却益	1,854
株式の売却価額	250
現金及び現金同等物	△3
株式の売却による収入(純額)	246

(リース取引関係)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引（株式会社西日本総合リースの株式譲渡時までの損益計算書は連結しております。）

(1) 借手側

・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額

	動産	その他	合計
取得価額相当額	10,262百万円	100百万円	10,362百万円
減価償却累計額相当額	5,398百万円	100百万円	5,498百万円
年度末残高相当額	4,864百万円	100百万円	4,964百万円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

・未経過リース料年度末残高相当額

	1年以内	1年超	合計
	1,622百万円	3,241百万円	4,864百万円

(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。

・当期の支払リース料

・減価償却費相当額

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(2) 貸手側

・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高

	動産	その他	合計
取得価額	100百万円	100百万円	200百万円
減価償却累計額	100百万円	100百万円	200百万円
年度末残高	100百万円	100百万円	200百万円

・未経過リース料年度末残高相当額

	1年以内	1年超	合計
	100百万円	100百万円	200百万円

・当期の受取リース料

・減価償却費

・受取利息相当額

・利息相当額の算定方法

利息相当額の各期への配分方法については、利息法によっております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行及び国内の連結子会社は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

なお、当行において退職給付信託を設定しております。

当連結会計年度末現在、当行及び国内の連結子会社全体で退職一時金制度については9社が有しており、また、厚生年金基金は当行のみ、適格退職年金は連結子会社2社が有しております。

また、当行は確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成14年8月13日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度 (平成15年3月31日)
退職給付債務 (A)	△ 35,103
年金資産 (B)	22,342
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	△ 12,760
会計基準変更時差異の未処理額 (D)	—
未認識数理計算上の差異 (E)	10,656
未認識過去勤務債務 (F)	—
連結貸借対照表計上額純額 (G)=(C)+(D)+(E)+(F)	△ 2,103
前払年金費用 (H)	6,178
退職給付引当金 (G)-(H)	△ 8,282

(注) 1. 臨時に支払う割増退職金は含めておりません。

2. 連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 当行は厚生年金基金の代行部分返上に関し、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）第47-2項に定める経過措置を適用し、当該認可の日において代行部分に係る退職給付債務と返還相当額の年金資産を消滅したものとみなして処理しております。

なお、平成15年3月31日現在における返還相当額は14,118百万円であります。

3. 退職給付費用に関する事項

(単位:百万円)

区 分	当連結会計年度 (平成15年3月31日)
勤 務 費 用	1,373
利 息 費 用	1,258
期 待 運 用 収 益	△ 1,857
過 去 勤 務 債 務 の 費 用 処 理 額	△ 176
数 理 計 算 上 の 差 異 の 費 用 処 理 額	627
会 計 基 準 変 更 時 差 異 の 費 用 処 理 額	—
そ の 他 (臨 時 に 支 払 っ た 割 増 退 職 金 等)	278
退 職 給 付 費 用	1,504
厚 生 年 金 基 金 の 代 行 部 分 返 上 に 伴 う 損 益	△ 7,458
計	△ 5,953

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区 分	当連結会計年度 (平成15年3月31日)
(1) 割引率	2.5%
(2) 期待運用収益率	6.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	3年 (その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法による)
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年 (各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしている)
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	—

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	23,998百万円
退職給付引当金	2,573
減価償却の償却超過額	1,176
債権売却損失引当金計上額	497
税務上の繰越欠損金	53,841
その他有価証券評価差額金	6
その他	3,270
繰延税金資産小計	85,364
評価性引当額	△7,530
繰延税金資産合計	77,834
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,140
繰延税金負債合計	△1,140
繰延税金資産の純額	76,693百万円

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	41.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.0
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.9
住民税均等割等	2.2
評価性引当額の増加	159.3
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	50.6
その他	△2.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	250.1%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正額

「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年3月法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する連結会計年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」および「資本等の金額」に変更されることにより、当該課税標準の一部は、利益に関連する金額を課税標準とする税金には該当しないことになります。

この変更に伴い、当行の繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する平成16年度以降の法定実効税率は当連結会計年度の41.7%から40.4%となり、「繰延税金資産」は2,023百万円減少し、当連結会計年度に計上された「法人税等調整額」は2,058百万円増加しております。「再評価に係る繰延税金負債」は475百万円減少し、「土地再評価差額金」は同額増加しております。また、「その他有価証券評価差額金」は34百万円増加しております。

(セグメント情報)

1.事業の種類別セグメント情報

前連結会計年度（平成13年4月1日～平成14年3月31日）

（単位：百万円）

	銀行業務	リース業務	その他の業務	計	相殺消去	連 結
I. 経 常 収 益						
外部顧客に対する経常収益	115,263	17,712	3,339	136,315	—	136,315
セグメント間の内部経常収益	1,079	1,672	3,229	5,981	(5,981)	—
計	116,343	19,384	6,568	142,297	(5,981)	136,315
経 常 費 用	214,540	20,607	6,162	241,310	(5,962)	235,347
経常利益（△は経常損失）	△98,197	△1,222	406	△99,013	(18)	△99,031
II. 資産、減価償却費及び資本的支出						
資 産	4,199,896	48,988	437,831	4,686,715	(472,786)	4,213,929
減 価 償 却 費	2,998	8,928	101	12,029	(39)	11,989
資 本 的 支 出	2,587	9,092	87	11,768	(28)	11,740

当連結会計年度（平成14年4月1日～平成15年3月31日）

（単位：百万円）

	銀行業務	その他の業務	計	相殺消去	連 結
I. 経 常 収 益					
外部顧客に対する経常収益	103,541	13,656	117,197	—	117,197
セグメント間の内部経常収益	1,817	6,587	8,404	(8,404)	—
計	105,358	20,243	125,601	(8,404)	117,197
経 常 費 用	111,130	19,421	130,551	(7,090)	123,461
経常利益（△は経常損失）	△5,772	822	△4,949	(1,313)	△6,263
II. 資産、減価償却費及び資本的支出					
資 産	3,975,834	479,018	4,454,853	(485,788)	3,969,065
減 価 償 却 費	2,764	104	2,869	(11)	2,857
資 本 的 支 出	2,221	118	2,339	(8)	2,330

- (注) 1.一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
2.事業区分は、連結会社の事業の内容により、銀行業務、リース業務、その他の業務に区分しております。
3.各事業区分の主な事業内容
(1) 銀行業務……………銀行業
(2) リース業務……………リース業
(3) その他の業務……………事務受託、人材派遣、担保不動産調査・評価、証券、信用保証、クレジットカード、計算受託業等
4.株式会社西日本総合リースは、株式譲渡に伴い、当連結会計年度から連結の範囲より除いておりますが、譲渡時までの損益計算書については連結しております。それに伴い、「リース業務」はいずれの項目もセグメントの10%未満となったため、当連結会計年度は「その他の業務」に含めて計上しております。

2.所在地別セグメント情報

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、前連結会計年度及び当連結会計年度の所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

3.国際業務経常収益（海外経常収益）

前連結会計年度（平成13年4月1日～平成14年3月31日）

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

当連結会計年度（平成14年4月1日～平成15年3月31日）

前連結会計年度に海外店等を廃止したため、当連結会計年度より国際業務経常収益を記載することとなりましたが、国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。